

令和8年5月栃木市教育委員会定例会会議録

令和8年5月栃木市教育委員会定例会を、令和8年5月22日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 上野 耕史職務代理者 五十嵐 幸男委員 西脇 はるみ委員
大塚 裕子委員 舘野 知美委員 岩崎 好宏委員

2 本委員会の欠席委員は、なし

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 次 長	五 十 畑 肇
教 育 総 務 課 長	飯 島 彰
学 校 教 育 課 長	宮 堀 純 也
学校教育課グローバル教育推進室長	古 橋 奈 美
保 健 給 食 課 長	寺 内 晴 子
生 涯 学 習 課 長	長 澤 紀 恵
文 化 課 長	横 倉 悟 史
人権・男女共同参画課長	成 松 尚 子
教 育 総 務 課 主 幹	梶 本 晃 輔
学 校 施 設 課 副 主 幹	高 山 正 人

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

西脇 はるみ 委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 橋本 汐里

6 本委員会の会議案件は、次のとおり

日程第 1 会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議事

協議第 2 号 財産の取得の変更について

協議第 3 号 工事請負契約の締結について

協議第 4 号 工事請負契約の締結について

協議第 5 号 工事請負契約の締結について

協議第 6 号 工事請負契約の締結について

議案第 20 号 第 4 期栃木市教育計画の策定について

議案第 21 号 栃木市立小中学校教科用図書選考委員会委員の委嘱及び任命について

議案第 22 号 栃木市立小中学校教科用図書選考委員会への諮問について

議案第 23 号 栃木市立小中学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 24 号 栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会委員の委嘱について

議案第 25 号 栃木市社会教育委員の委嘱について

議案第 26 号 栃木市図書館協議会委員の委嘱について

議案第 27 号 栃木市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について

議案第 28 号 栃木市文化会館運営委員会委員の委嘱について

議案第 29 号 栃木市集会所運営委員会委員の委嘱について

日程第 4 その他

《会 議》

教 育 長 一 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 一

教 育 長 会議に入る前に、5月19日から新たに教育委員になられました上野委員をご紹介させていただきます。上野委員におかれましては、白鷗大学教育学部の教授を務められているとともに、栃木県教育委員会事務局教育CDOも務めていらっしゃいます。これらの豊富なご経験や知見を教育委員会に活かしていただけるものと期待をしております。それでは上野委員よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいいたします。

上 野 委 員 [就任挨拶]

教 育 長 日程第1 会議録の承認についてでございます。4月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付いたしましたが、一部訂正がございます。事務局より説明願います。

事 務 局 一 4月教育委員会定例会会議録の修正部分について説明一

教 育 長 他に、ご意見等ございますでしょうか。

一 なしの声 一

教 育 長 それでは、本来であればここで4月教育委員会定例会会議録の署名を五十嵐委員に依頼するところでございますが、遅参とのことですので議事が終わりましたら署名をお願いしたいと思います。

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。初めに、5月18日で教育長職務代理者であった後藤委員が退任されましたことから、新たに上野委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので、報告いたします。ここで上野委員に指名書を手交させていただきます。

一 指名書を手交 一

一 5月栃木市定例校長会の資料に基づき説明 一

1 若葉の候。全てが瑞々しく柔らかな今だからこそ、お願いしたいこと

(1)学校教育目標・経営理念等を、「掲げる」から「日々の実践に落とし込む」へ

いよいよ各種教育活動が軌道に乗つつある時期。アンテナを高く、ネットワークを軽く、具体的な場面を通して教職員や児童生徒の意識や実態を把握し、必要に応じて再徹底を図ること。

その際は、「校長先生自身の言葉で語り続けること」と同時に、「組織を生かすこと」の有用性も念頭に置かれない。

(2)教職員は最大の教育環境。それぞれの「良さを引き出し伸ばす」働きかけを

その一手段として、教職員対象の当初面談を大いに活用すること。

その際は、教職員評価制度の「目標・成果自己評価シート」をもとに、各自の「目標」と学校教育目標や本年度の努力点等との関連が図れているか、また、キャリア段階等に応じた妥当な「評価基準」が設定されているかといった観点から、具体的に根拠を示しながら個に応じた指導助言に当たられたい。

(3)信頼こそ教育の原点。今こそ、教職員の服務規律の保持徹底に特段の配慮を

飲酒運転（酒酔い・酒気帯び）の撲滅、交通事故。交通違反の防止、体罰及び言葉による暴力、セクハラ、わいせつ行為の禁止、個人情報の適正管理、SNS を使った児童生徒との私的なやり取りの禁止等について、「本校で起こらないとは限らない」との危機感をもち、日頃の注意喚起はもとより、時宜を得た情報提供や研修等を通して信用失墜行為の未然防止に努めること。

また、互いに注意し合える風通しの良い職場環境の構築、及び必要に応じて具体的で実効性のある個別の指導に心を砕かれない。

2 「栃木市を誇りに思う心を子どもたちに育みたい！」ある市民の方の熱い思いの紹介（第2弾）

栃木市ゆかりの偉人・先人の方々の偉業を、埋もらせることなく、子ども達にしっかりと伝えていきたいという熱い思いを持った市民の方から、栃木北中学校（旧吹上中学校）に【「いぶきの里」について】という案内板を建立いただいた。令和8年4月25日（土）にその案内板の除幕式が開催され、そこに記されている説明文について説明。

教 育 長 私からの報告は以上でございます。ご質問等ございましたらお願いします。

— 質問なし —

教 育 長 ありがとうございます。次に、日程第3 議事に入ります。資料送付の際に、ご案内させていただきましたとおり、協議第2号から第6号につきましては、議案書2として、本日配布させていただきました。次第に沿って進めさせていただければと思いますので、まずは議案書2をご覧ください。それでは、協議第2号財産の取得の変更について、を議題といたします。学校施設課 高山副主幹より、説明をお願いします。

学校施設課副主幹 [説明要旨]

令和8年4月1日に皆川中学校、吹上中学校、寺尾中学校が栃木北中学校へ統合したことに伴い、令和7年第2回栃木市議会定例会において、議案第73号として議決を経た議案の内容の一部に変更が生じるため、財産の取得の変更について、議会に上程するにあたり協議を求める旨説明。

教 育 長 協議第2号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、協議第2号について、原案にご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 協議第2号については、異議なきものと認めます。次に、協議第3号から第6号工事請負契約の締結について、は関連がありますので、一括して議題といたします。文化課 横倉課長より、説明をお願いします。

文 化 課 長 [説明要旨]

協議第3号 栃木文化会館大規模改修建築工事請負契約を舘野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体と締結することについて、協議第4号 栃木文化会館大規模改修電気設備工事請負契約をホリエ・永山特定建設工事共同企業体と締結することについて、協議第5号 栃木文化会館大規模改修機械設備工事請負契約を、トリタ・安藤特定建設工事共同企業体と締結することについて、協議第6号 栃

木文化会館大規模改修舞台設備工事請負契約を三精テクノロジーズ・パナソニックEWエンジニアリング特定建設工事共同企業体と締結することについて、議会上に上程するにあたり協議を求める旨説明。

教 育 長 協議第3号から第6号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
上 野 委 員 議案書2の7ページ、協議第3号の工事概要のところ、構内舗装改修及びあさひ公園駐車場整備一式とありますが、これについては図面上ではどこにあたりますか。

文 化 課 長 通常であれば、構内舗装工事やあさひ公園駐車場整備については、土木工事に属するものでございますが、今回の工事では、この2カ所については、最初に整備を行いまして、そこを資材置き場として使うため、この建築工事の中で行うものです。これらの土木工事については令和9年度から工事を実施する予定となっております。なお、このあさひ公園を駐車場とする理由といたしましては、駐車場の数の不足や区画線を拡張してほしいとの要望に応えるため、利用があまり多くないあさひ公園を駐車場として新たに拡張させていただくものです。

上 野 委 員 ありがとうございます。単に議会へ上程するにあたり、この場所というのが図面に入っていないなくても大丈夫なのかということが心配になったのですが。

文 化 課 長 そちらについては9ページをご覧くださいと思います。色がついている部分が文化会館の建物になりまして、右上の部分があさひ公園でございます。ここを駐車場にするということになります。

教 育 長 図面上の該当部分を丸で囲むといったことはしないのですか。

文 化 課 長 特にそういった対応はしておりません。

教 育 長 上野委員は、議員の方々から場所が分からないのではないかという意見が出ることを懸念されてのご質問とのことですね。通常は示さないということなのですね。

文 化 課 長 通常こちらは位置図ですので、おおよそそのようなかたちでのお示しになります。ただ、駐車場も全て入りきっておりませんので、円を拡大する等の対応を考えたいと思います。

教 育 長 分かりました。よろしくお願いいたします。他にはいかがですか。

西 脇 委 員 建築工事や電気設備工事、機械設備工事は栃木市内の業者との契約になっているのですが、舞台設備工事を行える業者は市内には無いのですか。

文 化 課 長 議案書2の5ページに契約の方法が記載されておりますが、今回は事後審査型条件付き一般入札となっております。この条件付きというのが、事業所の場所が主な条件となりまして、舞台設備以外の3つの工事は市内の業者で対応できるということで、市内要件を付けておりますが、舞台設備に関しましては、市内、県内に広げても行える業者がないということで、こちらの条件は該当させておりません。

西 脇 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 他にはいかがですか。

岩 崎 委 員 総額で70億円近い金額になるかと思いますが、この金額は当初予定していた価格程度で収まっているのでしょうか。それとも、昨今の物価上昇で金額が予定より上がっている認識なのか、お聞かせいただければと思います。

文 化 課 長 令和4年に栃木文化会館の大規模改修工事の事業を立ち上げた時に、概算でおお

よそ50億円と算出されていたのですが、その後まずは円安に伴う物価高が急激に始まり、そこに併せて賃上げの動きが起こってきたということで、翌年整備の基本計画を作成した段階では既に70億円に達しておりました。その後基本設計、実施設計と行う中で工事内容や設備の単価等の見直し等でなんとか70億円という線を維持してきたところなのですが、ここにきて中東情勢もありますので、今後先行きは見えないところではございます。今現在の設計額といたしましては、先ほど岩崎委員がおっしゃったように、約73億円程度をみていたところではありますが、予算上は物価高を見越して、約80億円で継続費の設定は行っております。ただ、中東情勢によりこの数字もどうなるかは先行きが見えないところではございます。

岩崎委員

ありがとうございます。この後は品物が揃わないことにより、工期内に納まらないということも少し心配かなと思います。契約自体は、延ばせば延ばすほど価格は高くなっていくかと思っておりますので、今回議会で審議いただいて、早めにこの金額で進めていただくのが良いのかなと思います。

教育長
文化課長

念のため、工事に伴う休館期間を皆様にお示しいただけますか。

はい。休館期間は令和8年4月から令和10年12月までとなっております。令和11年の1月からの再開を目指しているところでございます。

教育長

ありがとうございます。その間利用出来ませんので、ご了承いただければと思います。他にはいかがですか。

— 質問なし —

教育長

それでは、協議第3号から第6号について、原案にご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教育長

ありがとうございます。協議第3号から第6号については、異議なきものと認めます。次に、事前に送付しております議案書をご覧ください。議案第20号 第4期栃木市教育計画の策定について、を議題といたします。教育総務課 飯島課長より、説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

教育基本法第17条に基づき、国は令和5年度から令和9年度を計画期間とする第4期教育振興基本計画の策定を行った。本市においては、令和5年3月に策定した第3期栃木市教育計画の計画期間が令和9年度で終了となることから、これまでの本市の教育政策を検証し、計画的かつ効果的に推進するための基本理念、教育目標、施策等を定めた第4期栃木市教育計画を策定するに当たり策定方針とスケジュール等について、議決を求める旨説明。

教育長
上野委員
教育長
教育総務課長
上野委員

議案第20号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

計画の期間が基本的に5年間というのは事務処理上しょうがないのですか。

大体計画期間は5年間ですか。

はい。前回の計画期間も5年間となっております。

昨今、非常に変化が激しい時代になってきております。実際の事務処理等のことを考えると、5年間くらいないと実践評価までいけないと思いますが、途中で変更するといったことも必要になるのかなと。施策レベルは変更されるとは思いますが、基本計画の中でも修正が必要となる場合も考えられるくらいには教育も変わってきますので、そういった場合に、計画の中に修正も有りうるといった文言

は入っているのですか。

教育総務課長 計画自体は5年間ということで策定させていただきたいと考えております。ただ社会情勢の変化による教育の内容等の変更については、その取組みの中で施策を考えていきたいと思っております。また、計画の中には、途中で改定するといった文言は入ってこないとは思っております。ただ、社会の情勢において施策に取り組むといった文言は入ってくるのかなど、現時点では考えております。

教 育 長 貴重なご意見をいただきましたので、今後策定部会の中でそういった文言を入れていくかどうかというところを検討していくということでよろしいですか。

教育総務課長 はい。今後検討していきます。ありがとうございます。

教 育 長 以前何かの計画の時に、「適応指導教室」という言葉が適さないのではないかと
いうご意見があつて、途中で「教育支援センター」という名称に変えたといった
ことがありました。そういったようなことも社会の情勢に応じて出てくることも
考えられますので、今後策定部会の方で検討していただくようにしたいと思います
です。他にいかがでしょうか。

大 塚 委 員 1年間が目まぐるしいので、5年間だとすごく変化が激しくて、変わることが沢
山あるかと思えます。先程上野委員がおっしゃったように、社会情勢の変化に応
じて、変えていくことが必要になってくるので、計画の中に一文入れる必要がある
のかなと思えます。

教育総務課長 その点につきましても、策定部会・懇談会の方で検討はしていきたいと思つてお
ります。国、県でも2040年以降を見据えてということで、計画を策定してお
りますので、栃木市教育委員会としても、2040年以降の社会を見据えた計画
を作っていければと考えております。

教 育 長 他にはいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第20号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで
しょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第20号について、可決いたします。次に、議案第2
1号 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について、を
議題といたします。学校教育課 宮堀課長より、説明をお願いします。

学校教育課長 〔説明要旨〕
栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき、
栃木市立小中学校教科用図書選定委員を委嘱及び任命することについて、議決を
求める旨説明。

教 育 長 議案第21号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

岩 崎 委 員 ある程度前年度までの経過を知っている方が入っていた方が、教育の継続性が保
たれるのかなと思うのですが、今回再任された方を教えていただければと思いま
す。

学校教育課長 学識経験を有する者である2名は再任となります。保護者及び学校教員の5名に
ついては新任となっております。

教 育 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第21号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第21号について、可決いたします。次に、議案第22号 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会への諮問について、を議題といたします。学校教育課 宮堀課長より、説明をお願いします。

学校教育課長 〔説明要旨〕
 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例第2条の規定により、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会に令和9年度に使用する小中学校特別支援学級用教科用図書の採択に係る調査、検討及び選定を諮問することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第22号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第22号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第22号について、可決いたします。次に、議案第23号 栃木市立小中学校運営協議会委員の委嘱について、を議題といたします。学校教育課 宮堀課長より、説明をお願いします。

学校教育課長 〔説明要旨〕
 令和8年4月22日開催の定例教育委員会において議決となった栃木市立小中学校運営協議会委員について、誤りがあったため、新たな委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第23号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第23号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第23号について、可決いたします。次に、議案第24号 栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会委員の委嘱について、を議題といたします。保健給食課 寺内課長より、説明をお願いします。

保健給食課長 〔説明要旨〕
 栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第24号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

教 育 長 私から1つよろしいですか。前回より委員の委嘱人数が減ったかと思うのですが、理由を教えてください。

保健給食課長 P T Aの方々が他の団体の委員もやられているということもありまして、負担軽減として、今回人数を減らせていただきました。

教 育 長 何人ぐらい減りましたか。

保健給食課長 以前は15名でしたが、今回は9名の委嘱となります。校長先生とP T Aの代表の方々、それぞれ合併前の地区から選出されておりましたが、今回より半数と

しております。

教 育 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

五十嵐委員 P T Aの代表として3名の方が選出されているかと思いますが、この運営協議会委員は任期が2年となっており、途中でP T A会長が変わることもあるかと思えます。その場合はどのように対応されるのですか。

保健給食課長 その場合には1年で交代ということもあります。基本は2年間ですが、会長の方が変わられたり、校長先生が人事異動で変わられたりということもありますので、1年で委員の方が変わることもあります。

教 育 長 前任者の残任期間を委嘱するということですね。他にはいかがでしょうか。

館野委員 人数がかなり少なくなったということで、内容や意見等については差し支えないものなのでしょうか。

保健給食課長 校長先生やP T Aの方々には代表ということで来ていただいておりますので、意見集約して出し合っていただければいいのかなと思っております。

大塚委員 この協議会は1年に何回くらい会議があるのですか。

保健給食課長 会議は年に2回行われます。第1回目が6月末、第2回目を1月頃に行われます。

教 育 長 研修会も行われますか。

保健給食課長 研修会は行われません。

教 育 長 会議のみということですね。他にはいかがでしょうか。

岩崎委員 岩舟地区から校長先生とP T Aの代表の方が入っているのですが、岩舟は共同調理場にはなっていなかったかと思えます。選び方として、この方が相応しいとか相応しくないといったことではないのですが、出来れば共同調理場のある学校等から推薦をしていただいた方が、実状がより分かるのかなと思いました。今後この委員の選任について学校にお願いする時に、そういった選定の仕方もひとつあるのかなと思えます。

保健給食課長 ご意見の1つとして頂戴するというところでよろしいですか。

岩崎委員 はい。

保健給食課長 1点だけよろしいですか。共同調理場等となっておりますので、やはり給食を提供している学校には参加していただきたいかなと考えております。

岩崎委員 共同調理場だけではなくということなのですね。理解しました。ありがとうございます。

教 育 長 他にはいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第24号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第24号について、可決いたします。次に、議案第25号 栃木市社会教育委員の委嘱について、を議題といたします。生涯学習課 長澤課長より、説明をお願いします。

生涯学習課長 [説明要旨]

栃木市社会教育委員の任期満了に伴い、栃木市社会教育委員設置条例第2条第2項の規定に基づき、栃木市社会教育委員を委嘱することについて、議決を求める

旨説明。

教 育 長 議案第25号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第25号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第25号について、可決いたします。次に、議案第26号 栃木市図書館協議会委員の委嘱について、を議題といたします。生涯学習課 長澤課長より、説明をお願いします。

生涯学習課長 [説明要旨]

栃木市図書館協議会委員の任期満了に伴い、栃木市図書館条例第8条第2項の規定に基づき、栃木市図書館協議会委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第26号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

館 野 委 員 教えていただきたいのですが、図書館協議会と図書館運営協議会は別の団体ですか。

生涯学習課長 はい。別の団体です。栃木市では、指定管理者が図書館を運営しているのですが、図書館運営協議会はそちらで行っている、図書館を運営する上での協議会となります。

教 育 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第26号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第26号について、可決いたします。次に、議案第27号 栃木市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について、を議題といたします。生涯学習課 長澤課長より、説明をお願いします。

生涯学習課長 [説明要旨]

栃木市青少年育成センター運営協議会委員の任期満了に伴い、栃木市青少年育成センター条例第4条第2項の規定に基づき、栃木市青少年育成センター運営協議会委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第27号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

大 塚 委 員 教えていただきたいのですが、委嘱するにあたって地域での割振りみたいなものはありますか。

生涯学習課長 議案書40ページの備考欄を見ていただくと、それぞれの方の役職が載っておりますが、地域で分けられるような機関からの選出ではないものですから、特に地域での割振りは行っておりません。

教 育 長 ありがとうございます。他にはいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第27号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

- 教 育 長 異議なきものと認め、議案第27号について、可決いたします。次に、議案第28号 栃木市文化会館運営委員会委員の委嘱について、を議題といたします。文化課 横倉課長より、説明をお願いします。
- 文 化 課 長 〔説明要旨〕
栃木市文化会館運営委員会委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。
- 教 育 長 議案第28号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 館 野 委 員 委嘱に関しては特に異義はないのですが、文化団体の名称が栃木と藤岡は文化団体連絡協議会、その他の地域は文化協会となっておりますが、呼び方が異なるだけで、内容は同じものですか。
- 文 化 課 長 その通りです。藤岡の経緯は分かりませんが、合併前から文化団体連絡協議会という名称でございます。栃木については、先に栃木市文化協会という団体がございますので、文化協会を名乗るわけにはいかないということで、設立当初からこの文化団体連絡協議会となっております。役割については他の文化協会と全く同じでございます。
- 館 野 委 員 ここで聞く問題じゃないかもしれませんが、今後、文化団体連絡協議会と文化協会の名称が統一されることはありますか。
- 文 化 課 長 本市の場合は、文化団体連絡協議会と文化協会が栃木市文化活動協議会の支部として位置付けられており、束ねるようなかたちで文化活動協議会という団体がございます。この役員の方の中からは、合併して15年が経ちますので、そろそろ支部制をやめて、本当の意味での一本化をしてはいかがかという提案もいただいておりますので、今年度から一本化に向けて、様々な話し合いを進めていければと考えております。
- 教 育 長 そういったことの話し合いをこの委員会の中で協議するというのもあるのですか。
- 文 化 課 長 この委員会については、文化会館の運営委員会ですので、こちらの会議ではあくまで文化会館の運営に関する話を話し合うこととなります。ですので、文化活動協議会の中で今後話し合っていきたいと思います。
- 教 育 長 ありがとうございます。他にはいかがですか。
- 五 十 嵐 委 員 直接的な質問ではないのですが、今後栃木市の文化会館は、これから改装される栃木文化会館と岩舟文化会館の2つのみになると聞いているのですが、大平と藤岡についてはいつ頃実施されるという計画はあるのですか。
- 文 化 課 長 文化会館に関わらず、本市公共施設の統廃合の方針ということで、今後総合支所の複合化を行っていくことになり、その際に総合支所と公民館、文化会館を1つの建物に集約することとなっております。都賀総合支所がモデル事業ということで、最初に実施されましたが、今後藤岡、大平、西方の順番で行っていくことは決まっております。藤岡については、委員の皆様もどこかで耳にしているかと思いますが、話し合いが始まっている状況でございます。ただ、実施時期がいつになるかは確定しておりません。大平、西方につきましては、藤岡終了後ということになりますので、間違いなく10年以上先になるかと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。他にはいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第28号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第28号について、可決いたします。次に、議案第29号 栃木市集会所運営委員会委員の委嘱について、を議題といたします。人権・男女共同参画課 成松課長より、説明をお願いします。

人権・男女共同参画課長 [説明要旨]
 栃木市集会所運営委員会委員の任期満了に伴い、栃木市集会所条例第11条第3項及び第4項の規定に基づき、栃木市集会所運営委員会委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第29号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第29号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第29号について、可決いたします。次に、日程第4その他 に入ります。令和8年度グローバル教育関連事業の開催について、グローバル教育推進室 古橋室長より説明願います。

グローバル教育推進室長 — 令和8年度グローバル教育関連事業の開催について説明 —

教 育 長 ありがとうございます。次に、事務局より何かございますか。

事 務 局 — なし —

教 育 長 それでは、最後になりますが、ここで会議録への署名を五十嵐委員にお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。他に、委員の皆様から何かございますか。

— なし —

教 育 長 これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

—— 午前11時15分 委員会の閉会を宣言した。——

令和8年5月22日

教 育 長

署名委員